

令和8年度事業提案一覧表

【提案事業】

保健福祉部

番号	事業名	所属名	種別	事業開始年度	事業概要
1	自殺対策計画策定事業	福祉政策課	1 新規	R 8	平成30年度に策定した自殺対策計画が、令和8年度に計画期間終了を迎えることに伴い、新たに自殺対策基本法を基にした「門真市自殺対策計画」を策定する。
2	包括的支援体制整備事業 (重層的支援体制整備事業)	福祉政策課	3 ローリング	R 7	対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、市民の抱える複雑化・複合化した課題の解決や、制度の狭間にあるニーズに対応するため、重層的支援体制整備事業への整備に向けた取組を進める。
3	成年後見制度利用促進に係る 中核機関設置運営事業	福祉政策課	3 ローリング	R 7	令和7年10月に中核機関を設置し、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進している。令和8年度は、中核機関における広報機能と相談機能、利用促進機能を中心に実施する。
4	門真市新型インフルエンザ等 対策行動計画策定事業	健康増進課	1 新規	R 8	平成26年3月に策定した「門真市新型インフルエンザ等対策行動計画」について、政府行動計画及び大阪府行動計画が改定されたことを受け、基本的な戦略や対策実行上の留意点、対策推進のための役割分担等について、発生段階に応じた具体的な対策・行動を示す「門真市新型インフルエンザ等対策行動計画（改訂版）」を策定する。
5	門真市国民健康保険第 3期データヘルス計画 中間評価策定事業	健康増進課	1 新規	R 8	令和6年3月に策定した「門真市国民健康保険第3期データヘルス計画（計画期間：令和6年度～令和11年度）」について、計画期間後半の円滑な進捗及び設定した目標の達成をめざすため、中間年度となる令和8年度に中間評価を実施し必要な見直しを行う。
6	健診・各種がん検診等事業 (骨粗鬆症検診の個別検診化)	健康増進課	1 新規	R 8	骨粗鬆症検診について、個別医療機関における通年実施とすることで、安定した検診体制を整備し、市民の利便性の向上や受診機会の拡充に繋げる。
7	予防接種事務デジタル化事業	健康増進課	1 新規	R 8	接種記録の管理、医療機関の費用請求及び支払事務の効率化を推進するため、予防接種事務のデジタル化を実施する。
8	保健福祉センター診療所運営事業 (診療所医療事務等業務委託)	健康増進課	3 ローリング	R 7	医療事務等の専門的知識と経験、実績を有する業者に委託することで、適正かつ円滑な業務の遂行、患者サービスの向上、安定的な運営体制の構築を実現する。
9	国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防 事業（血糖コントロール不良者への保 健指導）	健康増進課	3 ローリング	R 7	糖尿病性腎症の重症化を予防するため、これまでの未受診者や治療中断者への受診勧奨に加え、治療中のコントロール不良者への保健指導の実施体制を整備する。

番号	事業名	所属名	種別	事業開始年度	事業概要
10	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業	健康増進課／高齢福祉課	3 ローリング	R 5	KDBシステム等を活用し、地域の健康課題を特定し、健康課題に該当する対象者等の抽出した情報をもとに、対象者個人の状態を包括的に把握し、通知、電話、訪問、かかりつけ医等との連携を通して、相談・保健指導を実施する。 また、通いの場等において、フレイル予防の普及啓発活動や運動・栄養・口腔等のフレイル予防等の健康教育等を実施する中でフレイル状態の高齢者を把握し、KDB等の情報と併せて、保健指導、健診・医療の受診勧奨、介護サービスの利用勧奨等を行う。
11	おおさか健活マイレージ「アスマイル」の市独自オプション事業	健康増進課	3 ローリング	R 4	大阪府が整備した事業「アスマイル」を活用し、市独自にポイントを付与することで、国民健康保険被保険者（40歳～74歳）の健康意識の向上を促し、継続的かつ自発的な健康づくり活動の促進を図り、医療費の適正化及び健康寿命の延伸につなげる。
12	居宅介護支援計画点検強化事業 (介護認定調査事務委託)	保護課	3 ローリング	H 21	居宅介護支援計画点検強化事業のうち、要介護認定を行うための介護認定調査事務を委託することで、介護認定調査の標準化を図り、遅延なく円滑な調査事務を実施する。
13	預貯金等照会電子化事業	保護課	3 ローリング	R 6	生活保護の申請があった際に行う金融機関への預貯金等照会をクラウドサービスであるpipitLINQを利用し、調査依頼から回答受理までの業務全てをデータのやり取りで完結することで、業務の効率化・省力化・ペーパーレス化を図る。
14	障がい者計画策定事業	障がい福祉課	1 新規	R 8	障害者基本法第11条の規定に基づく「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」並びに児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置付けられる「門真市第5次障がい者計画及び門真市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」の策定を行う。
15	幼児教育・保育・療育の無償化事業	障がい福祉課	1 新規	R 8	公私立幼稚園、保育所、認定こども園、こども発達支援センター及びその他の児童発達支援事業施設を利用する児童について、市独自の無償化事業として公私立保育所、認定こども園、小規模保育事業所、こども発達支援センター及びその他の児童発達支援事業施設を利用する0歳児から2歳児の門真市民まで拡充する。
16	デジタルPMH事業（公費医療）	障がい福祉課	1 新規	R 8	マイナンバーカードを活用した医療費助成の受給者情報を、各医療機関のオンライン資格確認システムへ提供を開始できるよう、令和8年度中に、LGWANからPMHシステムに連携するための受給者情報データを作成・出力するためのシステム改修を図る。
17	地域生活支援事業（移動支援事業）	障がい福祉課	2 拡充	H 18	屋外での移動に困難がある障がい児又は障がい者について、外出するための支援を実施する事業を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。北河内各市の状況、本市と委託契約を締結している事業所からの委託基準額改定の要望、障がい者地域協議会からも同様の意見が出たことも勘案し、より安定的かつ利用しやすい事業となるよう、委託基準額の改定を行う。
18	門真市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画策定事業	高齢福祉課	1 新規	R 8	介護保険法第117条第1項の規定に基づく「介護保険事業計画」及び老人福祉法第20条の8の規定に基づく「高齢者保健福祉計画は」の両計画を、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定に基づき一体的に策定する。

番号	事業名	所属名	種別	事業開始年度	事業概要
19	難聴高齢者補聴器購入費助成事業	高齢福祉課	1 新規	R 8	難聴高齢者の社会参加や地域交流を促進し、もって難聴高齢者の認知症の予防、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減及び悪化の防止並びに地域における自立した日常生活を営むことに資することを目的に、聴力機能の低下により外出等が困難な65歳以上の者に対し、補聴器の購入に係る費用の一部を助成する。
20	門真市福祉有償運送補助金	高齢福祉課	1 新規	R 8	外出に支援が必要な人々の移動を助け、自立した生活と社会参加を促進するため、門真市内で福祉有償運送事業を実施している事業者（1社）に対し、車両の購入費用や運営費用等の補助を行う。
21	ICTを活用した介護給付費適正化事業	高齢福祉課	3 ローリング	R 7	大阪府ICT化促進事業でも効果実績のあるICTを導入し、地域包括支援センターにおけるケアマネジメント業務の質向上・平準化及び生産性向上を図る。また、データ利活用による事業評価を実施し、効果検証を行い、介護給付費適正化の最大化を図る。
22	介護予防・生活支援サービス事業	高齢福祉課	3 ローリング	R 6	高齢者が要介護状態に陥ったり、状態が悪化することがないよう、訪問型・通所型サービス等の介護予防施策や生活支援サービスを提供することにより、自立した生活や生活の質の確保を図る。
23	介護予防ケアマネジメント事業	高齢福祉課	3 ローリング	R 6	基本的なケアマネジメントのプロセスに基づき、高齢者的心身の状況、置かれている環境、本人とその家族の希望等を勘案し、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を総合的に支援し、生活の質の向上に資するサービス提供が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。
24	包括的支援事業	高齢福祉課	3 ローリング	R 6	門真市内の日常生活圏域毎に地域包括支援センターを設置し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。
25	任意事業	高齢福祉課	3 ローリング	R 6	介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者を現に介護する者等に対して、地域の実情に応した必要な支援を行う。また、認定調査票及び主治医意見書の内容確認やケアプラン点検等の適正化に関する事務・介護認定審査会に係る事務等を委託することで、介護給付費の適正化及び業務の効率化を図り、介護保険申請から認定までの処理日数の期間を短縮し、市民サービスの向上をめざす。
26	認知症総合支援事業	高齢福祉課	3 ローリング	R 6	地域支援事業の内、認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業、認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業を地域包括支援センターに委託し実施する。実施に当たり、地域包括支援センター職員を、認知症初期集中支援チーム員・認知症地域支援推進員として位置づける。
27	介護認定調査事務委託事業	高齢福祉課	3 ローリング	R 5	要支援・要介護の認定を受けようとする被保険者の自宅又は施設等に訪問し、その心身の状況、置かれている環境等の調査を行う介護認定調査事務を委託することで、介護認定調査の標準化を図り、遅延なく円滑な調査事務を実施する。